

「マスター会員制度」の新設について

新元号「令和」に改元という節目の年を迎えました。我が国においては急速な少子高齢化、人生 100 年時代の到来という経済社会の急激な変化を踏まえ、新たな時代にふさわしい様々な課題への対応が求められています。

当協会は、昭和 27 年に創立されて以来、皆様方のご支援を得ながら諸活動を行って参りました。現在、総会員数 3,420 名ですが、今後の年齢構成の推移等に柔軟に対応した新たな制度へと再構築していかねばなりません。

このような背景を踏まえ、この度「マスター会員」制度を導入することとなりました。本制度は、当該年度満 60 歳以上となる皆様を対象に、年会費を一般会員の半額（3,000 円）とするものです。

当趣旨を御理解頂き、今後とも、末永く会員として御支援を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

マスター会員取扱要領

(1) 会員種別

現在の正会員個人を二区分して、従前の A：一般会員の他に、B：マスター会員を新設します。

一般社団法人電力土木技術協会 実施規則（抜粋） 新旧対照表

改正前		改正後	
②正会員個人	年 額 6,000 円	②正会員個人	年 額
		A：一般会員	6,000 円
		B：マスター会員	3,000 円

(2) B：マスター会員の対象者

当該年度満 60 歳以上となる方を対象とします。

ただし、役員・顧問は、A:一般会員とします。

(3) 一般会員のマスター会員への切り替え方法

- ・協会事務局への本人の申請に基づき切り替えを行います。
(申請がない場合は、A:一般会員として継続されます。)
- ・申請方法は、所定の「マスター会員登録申請書」にご記入の上、事務局へ FAX 又は E メールにてお送りください。
- ・既に納入された会費については、返還はできませんが、翌年度会費に充当することを基本に対応致したく存じますので予めご了承下さい。

(4) その他

本件に関して、ご不明な点がございましたらホームページのお問い合わせ欄からお送り下さい。

マスター会員登録申請書

令和 年 月 日

一般社団法人電力土木技術協会 会長 様

マスター会員取扱要領に基づき、以下のとおり正会員個人 B：マスター会員の登録を申請します。

個人 会 員	氏名	フリガナ			個人会員番号	
					生年月日	年 月 日生
	自宅	〒	TEL		Email	
	勤務先	〒	TEL		FAX	
		所在地				
		名称				
		所属				
		役職				
		E-mail				
備考欄 (連絡事項)	本年度会費において、既に A:一般会員としての会費を納入しているか、自動引落されている可能性のある方は、その旨を明記して下さい。					

FAX : 03-3435-1778
Eメール : jim@jepoc-m.or.jp